

[第2号議案]

第二号議案

文化財の指定及び解除について

次のように、大分県指定有形文化財、大分県指定有形民俗文化財及び大分県指定天然記念物を指定し、並びに大分県指定有形文化財の指定を解除することについて、大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）第四条第一項、第五条第一項、第三十条第一項及び第三十五条第一項の規定により、議決を求める。

令和三年二月十九日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

有形文化財	（彫刻）		種別 (指定その一)	名稱
	像	木造釈迦如來坐		
高牟禮文書	一躯	一躯	員數	
四四点	南北朝時代	鎌倉時代後期	時代	
平安時代後期	南北朝時代	鎌倉時代後期	内容	自然な衣文表現など鎌倉彫刻の特徴である写実的表現を色濃くとどめている寄木造の觀音菩薩立像
平安時代から、宇佐神宮の祭祀に使用される高牟禮と呼ばれる焼物を作る集団を組織した高牟	像高六二・五センチメートル 圓明寺所有	像高八七・九センチメートル 圓明寺所有	立像 高六番地一	豊後高田市鍛冶屋町字鍛冶屋町 光嚴寺所有

(解除)		(指定その三)		(指定その二)		(古文書)	
天然記念物	種別	財形民俗文化	種別	道園庚申塔二基	名稱	（明治時代）	（古文書）
然林向田天満社自	名稱	関係資料一式	名稱	附庚申待上講	員數	（明治時代）	（古文書）
	時代	箱点帳簿五	時代	江戸時代～現	時代	（明治時代）	（古文書）
天満社所有	内容	代江戸時代～現	内容	豊後高田市夷字田中二五九一番	内容	（明治時代）	（古文書）
天満社ノ下	天満社の所在する向田谷の沖積平野に突出した舌状微高地斜面に自生する沿海性スダジイ林	板井克己所有	内容	豊後高田市夷字田中二五九一番	内容	（明治時代）	（古文書）
び字宮一	国東市国見町向田字小野一三八〇番地	庚申待上講関係資料	内容	豊後高田市夷字田中二五九一番	内容	（明治時代）	（古文書）
一五〇一	一、一三八〇番地二、一三八〇番地	道園地区所有	内容	豊後高田市夷字田中二五九一番	内容	（明治時代）	（古文書）
及	三、一三八一番地、一三八二番地	高牟禮健治郎所有	内容	豊後高田市夷字田中二五九一番	内容	（明治時代）	（古文書）
	及	资料	内容	豊後高田市夷字田中二五九一番	内容	（明治時代）	（古文書）
		仏式から神式への庶民信仰の変遷を伝える庚申塔と、江戸時代から現在までの庚申待上講関係	内容	豊後高田市夷字田中二五九一番	内容	（明治時代）	（古文書）
		禮氏に伝來した資料群	内容	豊後高田市夷字田中二五九一番	内容	（明治時代）	（古文書）
		宇佐市大字下高一一三番地	内容	豊後高田市夷字田中二五九一番	内容	（明治時代）	（古文書）
		高牟禮健治郎所有	内容	豊後高田市夷字田中二五九一番	内容	（明治時代）	（古文書）

[第2号議案]

種別		
指定番号	二号	建第一八
名称	筏場目鏡橋	
特記事項	昭和六十一年三月三十日指 定 橋長九〇〇センチメートル 令和二年七月の豪雨でアーチ 支承部以外の輪石が流出した ため復元不可能	
所在地	日田市大字川下八六番地及 び一九八番地	

提案理由
大分県文化財保護審議会からの答申に基づき、大分県指定有形文化財、大分県指定有形民俗文化財及び大分県指定天然記念物を指定し、並びに大分県指定有形文化財の指定を解除したいので提案する。

もくぞうじゅういちめんかんのん ば さつりゆうぞう
1. 木造十一面觀音菩薩立像 有形文化財 [彫刻]

所有者 光嚴寺	所在地 豊後高田市鍛治屋町字鍛治屋町566番地1
員 数 1軀	時 代 鎌倉時代後期
◇寸 法：像高 87.9 cm	
◇構 造：ヒノキとみられる針葉樹材 寄木造 彫眼 彩色 漆箔	
<p>前後に木材を寄せる構造をとる。彩色は、頭髪と眉、着衣の一部に確認される。左手に蓮華を入れた華瓶、右手に数珠を持つ姿で表わされる。均整のとれた肉身、誇張のない自然な衣文表現などから、鎌倉時代後期に中央で活躍した仏師による制作とみなされる。</p> <p>台座、光背は後補であるが、保存状態は極めて良好である。複雑に折り重なる衣文に見られる巧みな彫技は、県内觀音菩薩像の中でも特に優れたものであり、指定に値する。</p>	



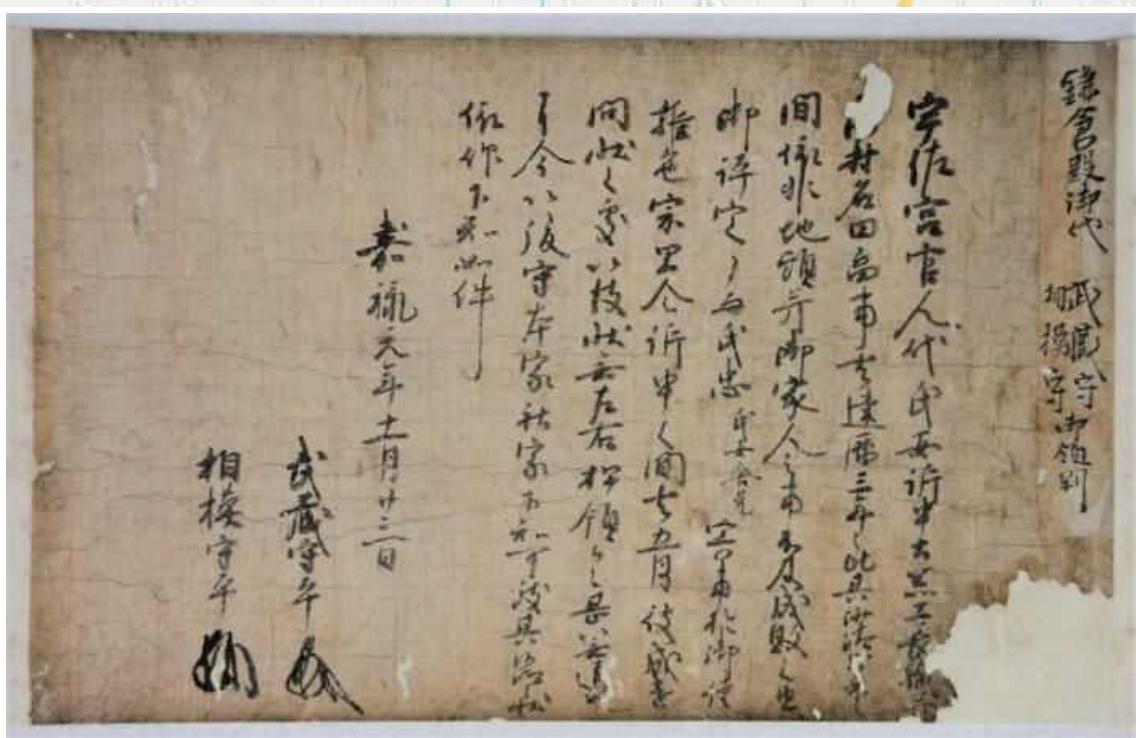
もくぞうしやかによらいざぞう
2. 木造釈迦如來坐像 有形文化財【彫刻】

所有者 圓明寺	所在地 国東市武蔵町成吉1089番地
員数 1軀	時代 南北朝時代
◇寸法：像高62.5cm	
◇構造：ヒノキ材 寄木造 玉眼 彩色 漆箔	
<p>前後に木材を寄せる構造をとる。頭髪を黒群青色で塗り、眉・髭を墨で描き、肉身と着衣は金箔仕上げである。木材の連結方法に、鎌倉時代末期から南北朝時代にかけて中央で活躍した仏師の特徴がみられる。</p> <p>張りの強い頭髪、弓なりの髪際、曲線を多用した複雑な衣文など、中国・宋時代彫刻の影響が見られる。また、衣文表現などは南北朝時代に活躍した東寺大仏師・康俊とその工房の作に類似している。保存状態も良く、優れた作ぶりから指定に値する。</p>	



たか む れ もんじよ
3. 高牟禮文書 有形文化財 [古文書]

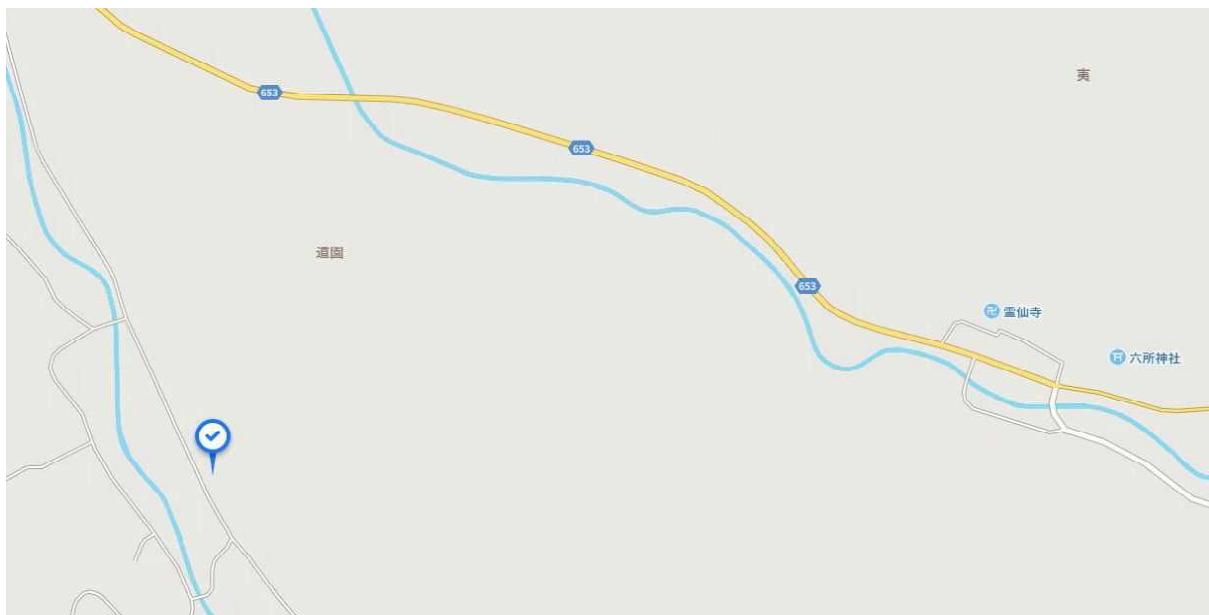
所有者 高牟禮 健治郎	所在地 宇佐市大字下高113番地
員数 44点	時代 平安時代後期～明治時代
◇形態：巻子仕立ての中世文書3巻、一紙物の近世～明治期の文書群16通他からなる。	
高牟禮氏は、藤原姓の一族で、平安時代中期から、宇佐神宮の土器長職に就き、明治時代の初めまで宇佐神宮に奉仕した。土器長職とは、宇佐神宮の祭祀に使われた、高村焼と呼ばれる素焼きの土器をつくる職人集団のリーダーである。文書群は、この職務に関するもので、宇佐神宮における土器づくり集団の実相を伝える極めて貴重な歴史資料であり、指定に値する。	



関東下知状（嘉曆元年11月23日）

4. 道園庚申塔二基 附 庚申待上講関係資料一式 有形民俗文化財

所有者 庚申塔：板井克己 関係資料：道園地区	所在地 庚申塔：豊後高田市夷字田中2591番 関係資料：豊後高田市夷道園地区
員数 庚申塔2基・帳簿5点 箱1箱	時代 江戸時代～現代
<p>庚申塔は宝暦3年(1753)銘の「猿田彦大神像庚申塔」と、折損した享保14年(1729)銘の「青面金剛像庚申塔」で、庚申待上講関係資料は、宝暦3年(1753)からの待上講の帳面類がある。庚申塔は、仏式の青面金剛像から神式の猿田彦大神像へ庶民信仰の変遷を物語る貴重な資料で、さらに、宝暦3年以降の代々の記録から、待上講が少なくとも約270年間継承されていることが判明し、道園地区の庚申塔への信仰が現在も継続されている点で、有形民俗文化財としての価値があり、指定に値する。</p>	



猿田彦大神像庚申塔



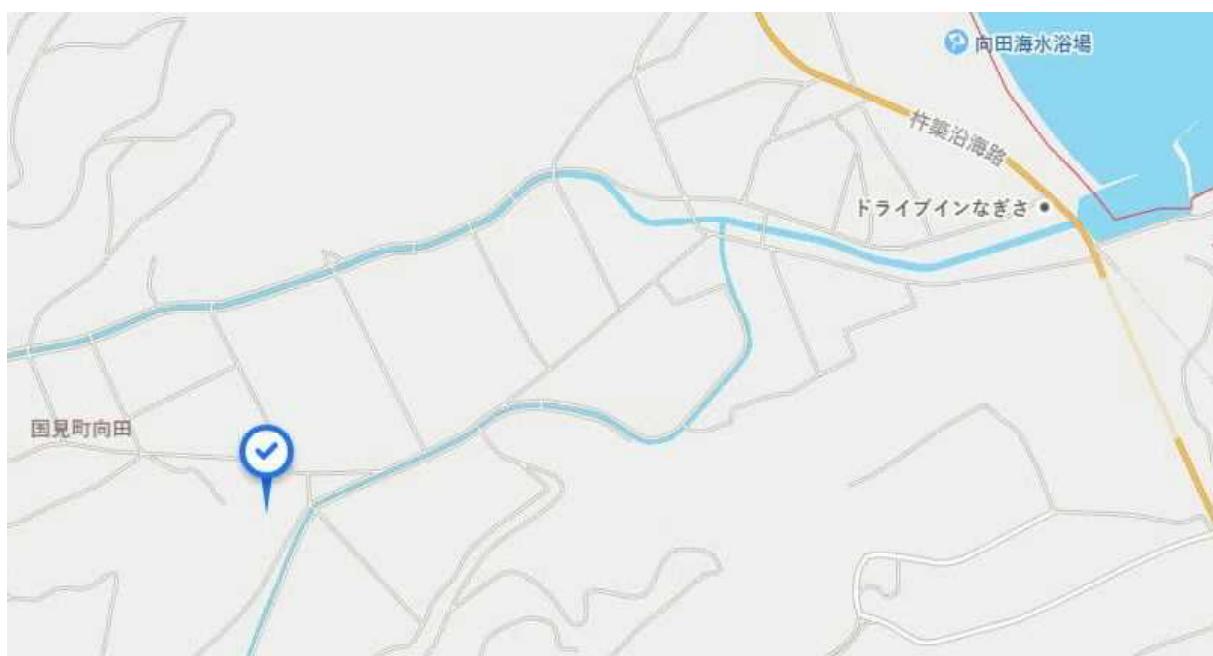
青面金剛像庚申塔



待上講関係資料(帳簿及び箱)

むか た てん まし や し ぜんりん
5. 向田天満社自然林 天然記念物

所有者	天満社（代表役員 小深田 二大）
指定地	国東市国見町向田字小野1380番地1 外5筆
領域	14,689m ²
国見町向田谷の舌状微高地に位置する向田天満社境内の林は、古くから神域として保護され人為的攪乱が少なかったことから自然林として存続してきた。その植生はスダジイ大径木を核として、イスノキ、タブノキ、モチノキなどの高木層からなり、下層木はヤブツバキ、タイミンタチバナ、ヒメユズリハ等がある。このような群落は植物社会学的には暖地の海岸部に特有のスダジイータイミンタチバナ群落と呼ばれ、国東半島では数少ない沿海シイ林の要素を保した自然林として価値が高い。	



自然林全景



スダジイ



タイミンタチバナ

いかだば めがねばし
6. 筏場目鏡橋 有形文化財

所有者 不明	所在地 日田市大字川下86番地及び198番地
員数 1基	指定 昭和61年3月31日指定
<p>◇年代：文化3年（1806） ◇橋長：900cm ◇橋幅：274cm</p> <p>古文書から、江戸時代の文化3年に、地元日田の石工が築いたことがわかる石橋で、昭和61年に、建造年代が明らかなアーチ橋として県指定有形文化財に指定された。令和2年7月の豪雨で、アーチ支承部付近を除く、ほとんどの石材が流出した。半数以上の石材が回収不可能で、回収できた45点についても、使用されていた位置が判明しないため、復元は不可能である。このため、指定の継続は困難であり、解除に値する。</p>	



令和2年度「大分県指定文化財」の指定及び解除について

1 「大分県指定文化財」の指定・解除の手続

(大分県文化財保護条例〔昭和30年4月1日条例第12号〕)

- ・ 県教育委員会は、国指定文化財以外の文化財で、県内に所在するもののうち重要なものを条例によって指定することができます。また、県指定文化財が文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、指定を解除することができます。
- ・ 県教育委員会は、その指定及び解除に当たり、あらかじめ、「大分県文化財保護審議会」に諮問する必要があります。
- ・ 指定は、歴史上、芸術上又は学術上の観点から、価値が高いものを選び、恒久的に保護するものです。
- ・ 指定を受けると、文化財の価値を守るために、その文化財を改変するような行為などが制限されたり、許可や届出が必要となりますが、その保存等のための援助を受けることが可能となります。

2 「大分県指定文化財」の指定・解除の過程

- ・ 市町村教育委員会等が域内の候補物件について県教育委員会に進達。〔6月〕
- ・ 進達された候補物件について教育委員会(教育長)が審議会に諮問。〔8月11日〕
- ・ 第1回審議会において、候補物件についての調査担当を決定。〔8月9日〕
- ・ 候補物件の担当となった審議会委員が調査し、所見書を作成。〔8～11月〕
- ・ 第2回審議会において、所見書をもとに指定・解除について協議。〔12月25日〕
- ・ 審議会(会長)は協議結果を教育委員会(教育長)へ答申。〔1月22日〕
- ・ 教育委員会において、答申について協議し、文化財の指定・解除を議決。【今回】
 - ・ 議決に基づき、県報告示(正式に指定・解除)。
 - ・ 当該文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知。

3 「大分県文化財保護審議会」 (大分県文化財保護審議会条例〔昭和50年12月25日条例第44号〕)

- ・ 教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、建議をします。文化財の指定・解除に向けた調査・協議を主な業務としています。
- ・ 審議会は、現在18名の委員で組織されています。
- ・ 委員は教育委員会からの諮問があった候補文化財について、対象文化財を専門とする委員が専任となり、調査の実施、所見書の作成等を行います。

4 令和2年度大分県文化財保護審議会からの答申内容

- | | |
|---------------------------------|----|
| ・ 指定すべきと判断されたもの | 5件 |
| ①有形文化財〔彫 刻〕 木造十一面觀音菩薩立像 | |
| ②有形文化財〔彫 刻〕 木造釈迦如來坐像 | |
| ③有形文化財〔古文書〕 高牟禮文書 | |
| ④有形民俗文化財 道園庚申塔二基 附庚申待上講関係資料一式 | |
| ⑤天然記念物 向田天満社自然林 | |
| ・ 解除すべきと判断されたもの | 1件 |
| ⑥有形文化財〔建造物〕 筏場目鏡橋(昭和61年3月31日指定) | |

大分県文化財保護審議会委員名簿

令和3年2月19日現在

選出分野	氏 名	役 職 等	備 考
考古(先史)	武末 純一	福岡大学名誉教授	
考古(古代)	下村 智	別府大学教授	副会長
歴史(中世)	飯沼 賢司	別府大学学長	
歴史(近世)	福田 千鶴	九州大学教授	
建築(社寺)	伊東 龍一	熊本大学教授	
建築(民家)	岸 泰子	京都府立大学准教授	
石造文化財	田中 裕介	別府大学教授	
彫刻・工芸	渡辺 文雄	元別府大学教授	
美術・工芸	吉住 磨子	佐賀大学教授	
文化財保存	篠崎 悠美子	別府大学教授	
民俗文化財	段上 達雄	別府大学教授	会長
名勝	恵谷 浩子	奈良文化財研究所研究員	
動物	馬場 稔	元北九州市立自然史・歴史博物館学芸員	
植物	桑原 佳子	九州産業大学非常勤講師	
地質	千田 昇	大分大学名誉教授	
観光振興	小山 龍介	ブルームコンセプト代表取締役	
普及・啓発	海原 みどり	大分放送メディア局アナウンス部部長	
建築(石橋)	山尾 敏孝	熊本大学名誉教授	臨時委員

大分県指定文化財指定件数

分類	現在数	新指定	解除	今後	備考
有形文化財	495			497	
建造物	209		1	208	⑥筏場目鏡橋
美術工芸	286	3		289	①木造十一面觀音菩薩立像 ②木造釈迦如來坐像 ③高牟禮文書
無形文化財	2			2	
民俗文化財	60			61	
有形民俗	13	1		14	④道園庚申塔二基 附庚申待上講関係資料一式
無形民俗	47			47	
史跡	107			107	
名勝	6			6	
天然記念物	78			79	
動物	7			7	
植物	66	1		67	⑤向田天満社自然林
地質鉱物	5			5	
選定保存技術	1			1	
総計	749	5	1	753	
選択無形民俗文化財	23			23	